

社会福祉法人大西福社会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大西福社会(以下「法人」という。)の役員(常勤の職員を除く。)、評議員及び評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、報酬を支給するものとする。

(報酬の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬の額は、月額350,000円の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき、10,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき、10,000円とする。
- 4 評議員選任・解任委員会委員の報酬の額は、委員会への出席1回につき、10,000円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の支給時期は、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払うものとする。

- 2 非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬は、それぞれ理事会、評議員会、監査会及び評議員選任・解任委員会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 法人の役員等が、理事会、評議員会、監査会及び評議員選任・解任委員会に出席するため、あるいは法人の業務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、法人の役員等の居住地を出発地とし、交通費及び宿泊費等については旅費規程の定めるところによる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月24日から施行する。

平成28年11月24日 一部改正